

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	蛇溝 (蛇溝町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

平成29年 農地の大型化(畦取り)の施作により、同年「人、農地プラン」を策定し、集落営農(法人)が発足しました。しかし、土地改良の大型化の機運は挫折し、自作(個人経営)が今なお残るところです。経営者、従事者の高齢化は進み、担い手を確保することが喫緊の課題となっております。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、小麦および大豆の栽培を基幹にしつつ、水稻は、有機栽培、減農薬栽培および減肥料化を推進し、小麦および大豆は、営農組合が中心に規模の拡大と作業効率をあげて団地化(集約)を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	45.9 ha ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農業の規模縮小したい、また辞めたい方に農地中間管理機構の利用を薦める。営農組合は、受皿の中心となって土地の集約化と面積の拡大を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の利用を目指し、担い手(営農組合等)の意向を汲んで集約化をする。
(3) 基盤整備事業への取組方針
石綿管の補修の増大が予想される中、もう一度農地大区画化の必要性を土地改良区で検討していきたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市・JAと連携し、担い手の確保、栽培技術の熟知および農業機械の習得を推進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
スマート農業の利用を主にサービスを受け入れていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②地域の基幹作物の水稲は、こだわり栽培、麦は、減農薬、減肥料栽培を推進していく。				
③担い手の確保、省力化および経費削減を図り、集約化のメリットを活用するためスマート農業を実現する。				